配当公告

長野県塩尻市大字上西條一三三八番地
破産者　丸善石灰工業株式会社

右の者に対する長野地方裁判所松本支部平成二十三年（フ）第三四五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一四〇、八六八、九三五円

一、配当することのできる金額
金五五、一八七、二二六円

平成二十五年一月九日
長野県松本市蟻ヶ崎一―一―五二ナカヤビル二階A
破産管財人　上條　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡上川町字豊原二九七番地一、最後の住所北海道野付郡別海町大成三三番地の五　被相続人　亡　越川　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
釧路市住吉一丁目一一番三七号　弁護士法人小野塚総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高畑　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県つがる市森田町上相野松緑四一番地、最後の住所青森県つがる市森田町上相野松緑四〇番地　被相続人　亡　瓜田　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　花田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡城里町大字錫高野二三三五番地、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚一三六〇番地の一　被相続人　亡　鯉渕　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所茨城県水戸市大町三丁目四番三六の九〇四号
相続財産管理人　弁護士　松崎　保元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区中山手通四丁目二七番地、最後の住所茨城県水戸市大塚町一六六一番地ケアレジデンス水戸　被相続人　亡　原田　茂代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
茨城県水戸市梅香二丁目一番三九号茨城県労働福祉会館四階
相続財産管理人　志村　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市青柳町九三六番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　本田　眞吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号　石原・関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬七丁目一番、最後の住所千葉県船橋市山手三丁目二番六号　ソフィア船橋一〇二号　被相続人　亡　村上　勝博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号　やまちょうビル七階　レークス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市北久保二丁目七番地一三、最後の住所千葉県君津市北久保二丁目七番一号　被相続人　亡　和田　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所千葉県木更津市新田一丁目一〇番三一号マルコビル一〇二　山口仁法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区榴岡二丁目五番地の四、最後の住所東京都墨田区太平三丁目七番一〇―三〇一号　被相続人　亡　沼田　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サーシティ荻窪三〇四号**荒**井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　**荒**井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田錦町三丁目二番地、最後の住所東京都杉並区高井戸東三丁目一九番一四号ライオンズマンション浜田山第三五〇二　被相続人　亡　清水　夏美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所東京都渋谷区渋谷一―一―一〇ニューハイツ青山六〇三号室大島崇志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大島　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川一丁目二番地八、最後の住所東京都墨田区両国二丁目五番一三号特別養護老人ホームケアホームズ両国　被相続人　亡　伴　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所東京都港区西新橋一丁目二一番八号弁護士ビル六一一号わかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸三丁目一九二番地、最後の住所東京都町田市南大谷二六四番地都営南大谷一―四〇八　被相続人　亡　椙山　勝造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日
事務所東京都日野市日野本町三丁目一四番一八号谷井ビル四階日野市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　真実

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十四年十二月十四日仙台法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会が発足しましたので、お知らせいたします。

平成二十五年一月九日
仙台市青葉区五橋二丁目一二番二号
仙台市福祉プラザ内
社会福祉法人仙台市障害者福祉協会
会長　阿部　一彦